

午後2時18分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、3番佐々木明子議員の質問を許可します。3番佐々木明子議員。

（3番佐々木明子君登壇）

○3番（佐々木明子君） こんにちは。3番議員佐々木明子でございます。本日は、お忙しい中、議会傍聴においでいただきまして、本当にありがとうございます。

さて、今回の質問、一般質問に当たりまして、私にとっては、本当にハードルの高い問題を選びました。後になって、ちょっと後悔したところもございましたけど。

ある市民の方からは、とにかく勉強して取り組んでほしいと叱咤激励も受けました。本当に難しい問題で、落ち込むときもございましたけれど、いろんな人の御意見を伺ったり、御助言をいただいたりして、何とかきょう一般質問できるところまでなったところでございます。

以下につきましては、質問席より質問させていただきます。

（3番佐々木明子君降壇）

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、就学援助についてでございます。

昨年12月、6月と質問してまいりました、入学準備金についてでございます。ですから、今度で3回目になります。

前回でもお話ししましたが、前回は小学校入学についてございましたけれど、ランドセルがすごく高価であるということをお話ししましたが、今度は中学校の保護者にお伺いしてみました。

男の子の親でしたが、制服だけで、やっぱり2万5,000円以上かかる。その他体操服だ、何だかんだ合わせると、入学時においては、やはり10万円近いお金がかかるということをお聞きしました。

本来は制服というものは、貧しい子のために、みんなが平等であるようにいってつくったものなのでしょうけれど、今や、かなりの負担になっているところであります。

それでも、福岡市は、ことしの3月無事入学準備金が支給されたそうです。北九州市におきましても、今年9月の定例会におきまして、補正予算をつけて3月に支給が決定したそうです。

福岡市で5,000人弱、北九州市で4,000人弱、朝倉市は大体80人くらいだと思います。前回もお願いしましたが、皆様の努力で何とか3月に補正を組んででも、済みません、12月に補正を組んででも3月に支給できないものであったどうか。お伺いいたします。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） まず、現在の状況を簡単に御説明します。

新入児童生徒学用品費としまして、小学校が2万470円、中学校が2万3,550円を支給しております。今、先ほど人数言われましたが、ことしの28年度の入学生が、小学校が352名、中学校が252名、604名のうちこの入学準備金を受給されている方が、小学校が40名、それから中学校が82名、計122名がこの入学準備金の受給を受けております。

それから、言われます支給時期でございますが、現在は申請受付の締め切りを5月末日としています。それから、所得認定作業をしまして、学校を通じて保護者へ支給するのが、大体7月の中旬ということです。

この理由につきましては、前年の所得が認定作業の基準額になりますので、その確定するのが、当該年度の毎年6月頃になるためでございます。

おっしゃいますように、もし、今後、朝倉市入学前支給を早目に導入するとしたら、幾つか課題がございます。周知の方法や申請受付をどうするのか、所得判定の方法とそのためシステムの改修等費用、年度末と年度初めの業務が多忙な時期になるので、その業務を行うための人員の配置、返還の必要性がある場合の対処にかかる事務量などがあります。

このようなことから、現段階では導入できる体制にはございませんが、今年度からの実施は困難としましても、市としましては、その必要性は十分認識しておりますので、来年度以降からの実施に向けて体制づくりに取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、平成29年度末、ですから、30年度の新入学生児童生徒の学用品費の支給ができるようにしたいと考えております。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） ありがとうございます。

周知の方法のときもそうですが、12月にお願いしたことが、6月には皆様の努力で周知の方法についても、ほかの自治体に自慢できるくらいの立派な文章になっておりました。

今回もほかの議員たちのところで、悔やんだところ、福岡の方ですが「何を言おんね、うちは導入まで3年かかったとよ、ちょっとよ過ぎるよ」とか言われておりました。本当、よ過ぎることができました。ありがとうございます。

とかく朝倉市は、ほかの自治体、近隣の自治体に比較いたしまして、宣伝が下手だとか、住みにくいとか、言われておりますけど、私は議員になってからも胸を張って言っております。教育に関しては絶対負けていないと、本当にこれで実証されたと思います。ありがとうございます。また、次の費目についても検討をよろしく願いいたします。

感謝しましたところで、次のフッ化物洗口に移らせていただきます。

このフッ化物洗口につきましては、以前平田梯子さん、それから昨年9月と12月の定例会におきましても、大庭議員、それから中島議員と質問されておりますので、フッ化物洗口については、もう皆さん既に御承知と思いますので省略いたしますが、当局の方がそのときに答弁なされたことについての変更はございませんでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○**教育部長（秋穂修實君）** 基本的には、教育委員会としての考え方は変更はございません。

ただ、県のほうとしましては、ちょっと以前の話になりますけれど、将来健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康というのが重要な役割を果たすと考えまして、平成26年3月に福岡県歯科口腔保健推進計画というのを策定しています。この中で、永久歯が生えそろそろ小中学校の虫歯予防のときに実施をしております、フッ化物洗口についての実施マニュアルというのを作成しております。

私どもの立場としましては、これをどこで実施するとかではなく、保護者の方々にその十分な理解を求めるためのものについては、これはよしというふうに考えております。以上です。

○**議長（浅尾静二君）** 3番佐々木明子議員。

○**3番（佐々木明子君）** 大体変更がないと理解いたします。

それではお尋ねしますが、8月30日の校長会において、歯科医師会からのこのようなアンケートをいただいて、校長先生方に配布されたということですが、そのことについて2点質問いたします。

この内容について、教育委員会は検討されたのでしょうか。また、もう一つ、校長先生たちは、保護者に対してこのアンケート用紙を配布することに、異論はなかったのでしょうか。

○**議長（浅尾静二君）** 教育部長。

○**教育部長（秋穂修實君）** このアンケートにつきましては、内容を目を通しましたが、内容が正しい知識の普及啓発ということで、即、先ほども申しましたように、学校での実施が目的ではないという教育委員会の判断のもとに、このアンケートを配布しております。

また、校長会につきましても、そのような趣旨で説明をいたしましたので、特段意見等は出ておりません。

○**議長（浅尾静二君）** 3番佐々木明子議員。

○**3番（佐々木明子君）** それでは、またお尋ねしますが、なぜ9月の1日になって配布することを中止されたのでしょうか。

○**議長（浅尾静二君）** 教育部長。

○**教育部長（秋穂修實君）** これは、最初に、歯科医師会のほうから私どもに依頼があつて、市町村へのアンケートちゅうのがあつたんですけど、同時に筑前町と東峰村、朝倉市の3自治体で同様な要請をかけているというふうに、私ども判断したんですけど、そこら辺の手順が違つておりましたんで、もう一回歯科医師会のほうに確認しまして、一旦ストップをかけたということで、中止したわけではございません。

○**議長（浅尾静二君）** 3番佐々木明子議員。

○**3番（佐々木明子君）** アンケートの恐ろしさについては、教育委員会も既に承知して

いると思います。アンケートを実施するほうにとって、都合のいいように書けば、そういうふうにはアンケート調査結果が回収されてくる。もし、されていなくても、1件、1件保護者宅を回ればそういうふうにもなってくる。

そういう恐ろしさを考えれば、アンケート調査というのは、一番最初に申しましたように、職員たちの十分な理解を得ているのかというところに該当しますが、先生方の十分な理解を受けた上でのアンケート調査用紙でなければならないと、私は考えております。

このアンケート調査用紙というのは、一方的なことが、文言が載っておりまして、することに対する危険性、そういったことに関しては、ほとんどうたわれておりません。そして、小学校で行うことを暗に示しているようなアンケートであります。こういったアンケートというのを配布すべきでない、私は考えますがいかがでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 先ほどから申しますように、このアンケートは、まず理解の度合いを見るものでございまして、例えば、1番では、フッ化物洗口を知っていましたかとか、2番目は、お子様のフッ化物洗口するとしたらどのように考えられますかとか、3番目は、その場所は、実施するとしたらどのような方法がよいかということで、その中に一つに小学校で実施してほしい。それから、2で、家庭で実施する。3で、歯科医院で実施するというところで、特段偏ったアンケートの方法というふうには、私どもは捉えておりません。

先ほどから何度も申しますように、正しい理解と知識、普及啓発を行うためのアンケートでございますので、即その実施にいくわけではございませんし、その後は、歯科医師会のほうが言われてますのは、このアンケートの結果次第では、説明会を開きたいというふうに言われていますので、その説明会で十分保護者の皆様が御理解いただければ、またさらに先に進むんだらうと思いますが、心配されているようなことが、たくさん質問が出て、その後、実施するにはどういうふうにするかと、実施までこぎつけるかどうかというのも、まだございますが、その最初のアンケートですので、私どもも、これはアンケート配布することはよしというふうに考えております。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） そう説明されるのは理解しないわけではないんですが、とにかく危険性に関することは何一つ載ってない。それから、先生方の理解も得てない。そういったアンケートというものは、やはり配布すべきではないと私は思います。今後、アンケートを配布されるときには、現場の先生方の意見なり、もう少しお聞きになって、内容も精査されて、暗に小学校でフッ化物洗口するということを、誤解されないような内容のもののアンケートにしていただきたいと思います。

ただ、筑前町も東峰村も配布してないということで、一旦配ったものをやめた、中止とは言いませんけど、保留なされたということについては、私は大いに評価するところでも

あります。

でも、できたら、アンケートをするにしても、内容を変えてせめて医師会だけではなく、ここに学校の先生と教育委員会とかの名前が載れるような内容にさせていただきたいと、そういうふうに希望いたします。

私が小学校のころというのは、なんでしょうかね、貧しい子どもたちが多かったせいもあったんでしょうけど、虫歯だらけの子どもが多かったですね。夏休みになりますと、お医者さんから渡されたものを、歯医者さんに持って行って、夏休み中に治療しなきゃいけない。それで泣きながら行った覚えがあります。

最近におきましては、もう生まれたときから保健師さんなりの指導がありまして、生まれてまだ歯の生えてない子どもの口の中から、ちゃんとお乳を飲んだ後は拭いたりとか、保育園、小学校においても、いろいろ努力をなされた結果、家庭でももちろん努力はされておりますけれど、虫歯の数というのは、私たちのころから比べたら激減しております。

そういった中、学力での全国一は秋田県ですよ。ところで、虫歯の少ない日本一はどこの県か御存じですか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 濟いませぬ。わかりませぬ。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 私もおととい知ったばかりです。新潟県だそうです。

この新潟県は、やはり早くからフッ化物洗口に取り組んでいるそうです。ただ、なぜフッ化物洗口を取り入れたかといいますと、そもそもフッ素を水道水に入れようとした経過があったそうです。1970年代だそうです。

だけど、それに反対されまして、それでフッ化物洗口に移ったそうです。確かに日本で一番くらい虫歯の、小学校6年生12歳を対象にしておりますが、ないそうです。

ところで、2番はどこでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 資料がございました。広島ですね。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） そうです。広島県です。

ところが広島県は、県の方針としてフッ化物洗口は取り入れていないそうです。ですから、フッ素洗口はもう60年くらいたちまして、その有効性については、学者の間でも効果がある、効果がないについては論じられてきているとこだそうです。

ただ、国といたしましても、追跡調査というんですか、そういうものを行っていませんので、実際のところは、これが、効果があっているのかどうかというのはわからないそうです。

日本弁護士連合会においても、その安全性、有効性、必要性に問題があるとして、集団

フッ素洗口、学校における集団フッ素洗口の中止を求める意見書を、厚生労働大臣、文部科学大臣、環境大臣に提出しているそうです。

こういった中、朝倉市は小学校での集団フッ化物洗口を実施することを、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 先ほどから申しますように、教育委員会としては、これを実施するという事までは考えておりませんし、現時点では何も言えません。

何度も申しますように、県の福岡県歯科保健条例、これを踏まえまして計画ができて、県の歯科医師会のほうから各支部におりながら、フッ化物洗口を進めようという動きは確かにございます。

先ほど言いましたように、即実施ということではなく、まず、知識と理解を深めるためのアンケートだというふうに考えておりますので、これを学校で、その実施を決めるためのものではないというふうに理解をしております。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） この問題を勉強し始めまして、私としましては、中島議員も言っているように、フッ化物洗口ということに関しましては、歯科医が大丈夫だって言っていることに対して、とりたてて反論するつもりはございません。

しかし、化学的根拠に基づく数少ない予防法の一つとして、歯科医師会は薦めております。

しかし、それならば、学校でしなくても歯科医がすればいいと思います。そういった説明会にしても、歯科医が集めてすればいいと思います。それにフッ化物洗口をするのが一番よい時間帯はいつかと申しますと、夜寝る前だそうです。夜御飯を食べてきれいに歯を磨いて、それから寝る前にフッ化物洗口することが、一番いいそうです。

学校で取り入れれば、早いとこで2時間の休憩時間ですか。それから、二、三時間何一つ飲んではいけない。飲んででは効果が薄れるそうです。こんな暑い時期に子どもが水筒持ってきますね、今の子どもは。そういった水筒を飲むなっていうほうが酷だと思います。

それから、最近のエフコート、聞きなれない言葉かもしれませんが、そういう要指導医薬品も販売されているそうです。よって、私は、学校で集団で洗口する必要はないと思っておりますが、教育長はいかがお考えでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 先ほどから申しますけど、このアンケートの中でも、どこで実施するかっていうのは、選択肢が3つございまして、4番目によくわからないということで、教育委員会としましては、学校でするのがいいとか、そういうことの判断はいずれ持っておりません。

このアンケートのように、家庭で実施するに、保護者の皆さん非常に丸が多かったり、

歯科医院で実施するというのが丸が多ければ、当然これは学校ではしないわけです。そういうふうな見方をしております。

○議長（浅尾静二君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） このフッ化物の洗口の取り組みは、県議会でも取り上げられている。その中で知事も答弁されておりますけど、国が平成15年にガイドラインを定めて、それが県のほうにおりてきて、県から歯科医師会のほうというような流れの中で、各地の地教委のほうに流れてきているということになっております。

今、御質問は、どこでするのかっていうふうなことでの御質問ですけれども、朝倉地区の医師会の、学校歯科医師会の先生、それから歯科医師会の先生方から、この説明を受けたときに、教育委員会としての考え方を述べましたが、その中で述べたのは、一番大きな問題は、十分な理解をいただくことではないだろうか、そのためには、これが一番安全だという保護者の方が思われるようなことを、段階を追ってされるのが一番、私は、時間はかかるかもしれないけども、保護者の理解をいただくには、遠回りのようだけど近道じゃないでしょうかという話をしました。

その例として、まず、病院でしていただいたが一番いいと思いますと、そして、それが定着してくると、家でしましうっていうことになるんだろうというふうに思っています。そういうふうなことをお話してますので、委員会としても、これを進められるにしても、どこでするのかっていうのは次の段階で、どこでするかもいろんな段階があって進めていかれる、そのようなことの協議がなされていくんじゃないかなというふうに思っています。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 虫歯は歯医者でしてほしい。学校は教育の場でありますから、薬物ではなく、健康教育、健康指導で、虫歯に取り組んでほしいと思います。子ども一人一人の背景を考えながら、その子に合った指導を歯科医師さんとともに、連携していくことが大切だと思います。

次、水道事業に移りたいと思います。

朝倉市の水道事業についてお尋ねします。25年度に稲富議員が質問されておりますが、それに基づいて質問いたします。

27年度の水道普及率についてお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 都市建設部長。

○都市建設部長（武内伸一君） 議員、問われるのは水道の普及率ということですかね。そういうふうにとっていますけど。

まず、給水区域というのが、旧甘木地域と旧杷木地域、杷木地域は簡易水道ということになりますけど、その2つで、現在の普及率は、甘木地域内の給水区域内で申しますと66.9%、旧朝倉地域はございませんので、杷木のほうは給水区域内で普及率が64.2%とい

った状況でございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 普及人口について、今度の決算書見ますと2万3,778人。78.1%になっておりますので、若干部長が言わっしゃったのは低いようですが、一日の計画最大給水量といたしますか、最大配水量の変更は、井川が7,000トン、県南から2,100トン、杷木が2,300トン、計1万1,400トンに変化はございませんでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 都市建設部長。

○都市建設部長（武内伸一君） 計画一日最大給水量ということになるかと思えます。持丸浄水場関係で、これ江川ダムの利水でございますが、これが、議員言われましたように、7,000トンパーデーということになってます。これは夫婦石から取水しております表流水ということになります。

それと、県南広域水道企業団から受水しておりますのが、2,100トンパーデーでございます。これは、既に浄水された水を受水しておるといったことになります。

それと、先ほど申しました杷木浄水場関係、これにつきまして、自己水源ということでございますけど、2,300トンパーデーということでございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 一遍にお尋ねすればよかったですけど、では、現在の需用量といたしますか、一日の平均給水量といたしますか、はどのくらいでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 水道課長。

○水道課長（武内政喜君） 一日最大でなくて、一日平均が、27年度が6,853立米となっております。これについては平均ですので、時期的に使う量が違います。それで、一番使ったとき、旧甘木市であれば、一番使うときで、大体8,000から9,000ぐらいを使っております。ことしは1月の26日に寒波がありましたので、そのときには、杷木を含めまして1万2,600立米程度配水をしております。

このときには、朝倉市の水が足りませんでしたので、県南広域水道企業団より緊急に水を融通してもらいまして、旧甘木市においては断水をすることなく給水をすることができましたが、杷木地区においては、夕方6時から朝6時までということで、12時間の断水を行っております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 平成25年度と比べて、ほとんど一日の需用量というのは変わってないということがわかります。25年度の目標として、給水区域の拡大と給水人口の増加を図るってなっておりますが、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 水道課長。

○水道課長（武内政喜君） それにつきましては、小石原川ダムにかかる水量が一応5,600トンを確保しております。予定として5,600トンです。

この5,600トンについては、未普及地区の拡大、それと現在の給水地区の普及率を上げるということで、将来的に水が足りなくなるということで、県の調査が平成13年から14年くらいにあっておりますので、そのときに旧甘木市が日量で4,500立米、旧朝倉町が日量で1,100立米の水が必要ということで、県のほうに回答している数値が合計で5,600トンということになっておりますので、これが小石原川ダムに係る予定水量の根拠となっております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 小石原川ダムが完成したときに県南水道企業団から5,600トン受水する予定になっておりますが、そのことではなくて、現在、最大給水量1万1,400トンに対して、1日当たり誤差はありますでしょうけれど、かなり余裕のある使い方かなされてないと、それに対して、市として、給水区域の拡大と増加を図ってきたでしょうか、とお尋ねしたところなんです。

○議長（浅尾静二君） 水道課長。

○水道課長（武内政喜君） 給水区域内の受給者の拡大については、下水道工事なり等で配水管の布設がえ等があるときに、戸別訪問等行いまして水道の加入を勧めております。

それと、なかなか朝倉市の実態としまして、大口利用者のほとんどが事業所です。大体去年の27年度の実績でいきますと22%くらい、上位ですと15くらいをひらきますと、ほとんどが事業所が水を使っているというような状況です。ですから、極端にいきますと、事業所の使用量が急に減りますと、使用料が大きく減ると。

現実的に毎年給水、新しく水道ひく世帯が150世帯前後あります。これは、甘木市内のほうに建て売り住宅とか、アパートが建ちますので、その分が大体ほとんど水道に加入されてあるということです。

ですから、微増でありますけど、戸数はふえているんですが、事業所が自己水源を開発したりとか、節水等の関係で事業所の取水量が、利用量が減っておりますので、なかなか伸び悩んでいる状況というのが現状でございます。以上です。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 事業所がなかなか伸び悩んでいるということもわかりますが、やはり朝倉市民5万5,000弱に対して、2万3,778人の給水人口では、やはり少し努力が足りないと思いますので、31年小石原川ダムができましたら、5,600トンも受水できるわけですから、もう少し受水人口をふやさないと、経営も、水道事業も成り立たないと思っていますので、給水区域の拡大、人口の増加をいま一度努力していただきたいと思います。

次、ダム連携に移ります。

もう、皆さん既に御存じのように、第1回検討の場が23年3月に行われまして、それから突如27年、昨年10月に第2回が行われ、それから、とんとんとんと3、4、5と行われまして、ついに8月25日、継続の方針が決定されたわけでございますが、今後のスケジ

ユールはどう進んでいくのかお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 都市建設部長。

○都市建設部長（武内伸一君） もう議員申されましたので、あえて言うまではないかなと思いますけど、まず、現状についてでございます。

筑後川ダム群連携事業につきましては、節目、節目で現状を報告させていただきました。先般の全員協議会におきましても、現在も検証中でありますと、8月3日の有識者会議で継続の判断がなされました、という報告させていただきました。

今回の議会の開会前になるんですが、議員言われますように、8月の25日に筑後川ダム群連携事業の継続という方針決定が国土交通省でなされたということで、ホームページのほうで確認をしたところでございます。

その後、議会の開会日前、30日になりますけど、正式には、朝倉市に対しまして、国土交通省筑後川河川事務所所長より継続の方針が決定となったということ、直接報告を受けたのが直近の状況でございます。

朝倉市の考え方は、いかがかと聞いたところなんでしょうけど、まず、いろんな会議等が、市民の場の会議とか、旧市町村会館であったりしましたけど、そこら辺について、その節目、節目で市長も言われておりますので、ちょっと整理して申し上げますと、朝倉市は検証中におきまして、事業の心配事や当該地域に対する寄与について、事業者と議論できる段階になれば、議論していきますと、その上で、事業受け入れか否かの判断をしていくと述べてきております。

朝倉市は、ダム群連携事業をこの地域で行ってくださいよ、とお願いしているものではないかと、市長も申されております。

朝倉市は平成15年度より実施計画調査に協力してまいりました。これ合併前からということになりますけど、このほど、国土交通省におきまして、検証を行った結果、改めて継続決定がされましたので、事業者において、実施計画調査が進められるのではないかと想定をしておるところでございます。

ただ、朝倉市といたしましては、これまでの水利・水門調査や環境調査とは一段違う現地での地形地質調査等を、自動的にこれまでの流れで、認めていくといった立場はとらないということで考えております。きょうの議会は事業者である側も多分聞いているのかなと思います。

基本的なスタンスを問うた後は、地域の意見を踏まえつつ、当該事業により想定さえる工事施工上の課題とか、工事に伴います地域整備に関します課題、水質など水環境の課題、水環境改善に関する課題、もろもろありますけど、これらについて詳細な議論を事業者と行っていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 詳細に説明していただきましたので、ちょっと私の質問も省略

させていただきます。

市長は4回の検討の場で、先ほど部長が言われたことをおっしゃいましたが、関係地方公共団体の長の意見聴取において、最後です、どのような見解を示したのでしょうか。

(発言する者あり) いえ、何か聞いたところによりますと、最後の機会に市長が述べたということを聞いたんです。(発言する者あり) はい。

○議長(浅尾静二君) 市長。

○市長(森田俊介君) 私は、実は、この地元の調査の会については、1回目から行っております。

ちょっと、今1回目から随分時間がたってからという話が、これはなぜ時間がたったかということをお説明申し上げますと、当初、国交省側は、当時同じ継続対象になっておった小石原川ダム事業とそれからダム群連携事業を一緒にやろうとしたんです。一緒に。

1回目は一緒です。そこで、私が申し上げたのは、基本的に小石原川ダム事業とダム群連携事業というのは違うもんなんだと、もちろん関係あります、関係ありますけれど、出発点が違う。それを一緒にやるのはおかしい。下流の方は一緒にやりたかったみたいですけども、私そう申し上げたんで、次回からはダム群連携事業についてはおいといて、小石原川ダム建設事業についての検証をやろうという形になって、それがずっと続きまして、小石原川ダム事業についてそういう形。

その後、いわゆる国全体いろんな検証対象のダム今あるわけですよ、そういったとの兼ね合いで、ダム群連携事業については遅くなったという経緯がありますので、そこらあたりは御理解をいただきたいというふうに思います。

そして、小石原川ダム群事業に対する、朝倉市といいますか、私の考え方といたしましては、何度も検討の場では申し上げておりますけれども、まず、朝倉市は今日まで、小石原川ダムつくっていますけれども、江川、寺内という2つのダムで、福岡県都市圏あるいは下流地域について、水源地としての役割を十分果たしてきたつもりであると。しかし、この2つのダムについては、当該所在地である朝倉市も恩恵を受けるものであるから、それについては十分やってきました。

ただ、今回のダム群連携事業については、何ら、一言だけ申し上げますと、どこから水を上げるか決まってません。これは、杷木の方々は自分ところから上げると思うてあるかもしれないけども、そうなるかもしれないけど、今現時点では、どこから水を上げるかっていうのは、国土交通省からの計画一切朝倉市のほうには来ておりませんので、これはちょっとおいときます。しかし、間違いなく寺内・江川ダム、小石原川ダム使うのは間違いのないわけですから、当該市であることは間違いございません。

ですから、そういうことを踏まえた場合、何らメリットがないとするならば、朝倉市としては、幾つか心配点がございます。一つには、環境に対する問題。それは先ほど部長が申し上げました。いわゆる水質の問題、その他です。

それと、申し上げましたように、朝倉市は現在まで水源地としての役割は果たしてきまされたけれども、これは原因はどこにあるかはわかりませんが、少なくとも、この朝倉市地域の水環境については、私どもが子どものころ、昔に比べて随分悪くなっておる現実がございます。

先ほど龍泉池の話も出ました。一つは黄金川の川茸の水スイゼンジノリの話についてもそうです。どこに原因があるかっていうのは、私専門家ではないからわかりません。ですから、これは原因はさておき、実際現実問題として、そういった環境悪くなったの事実でありますから、少なくとも地元としては、この事業を一つのきっかけとして、もちろん何とか少しでも昔の環境に近づきたい、戻すとは無理かもしれん。100%戻すとは無理だろうというふうに思いますけれども、少しでも近づきたい。そのためには、朝倉市だけではできないので、いろんな県なり、国なりの協力も得た上でやりたいという思いがあるという話をしています。

それと、これは地域整備にかかわる問題も、具体的に話してませんが、そういった問題。これがクリアして、朝倉市に何らかのメリットがあるということでない限り、もちろん水を上げる時点で杷木なんか、もしもなったら、御存じのように、地元の人たちはそのことによっていろんな災害ですとか、いろんな心配が出てくるでしょう。そのことについては、決まってないので、その時点では言えませんが、そういった思いも持っています。

そういった問題をきちっとクリアしないと、朝倉市としては、この事業に全面的に協力というわけにはいきません。ですから現在の時点では、いわゆる賛成もしませんが、反対もしない。反対はしないというのは、具体的な案がないからです、事業計画がないから、というスタンスで今日まで来てますし、それをずっと最後まで通させていただいております。そして最終的に、県を通して国のほうに意見書を上げるときも、そこまで長くは書けませんので、そういった思いを込めた文章を、県を通して国のほうに上げさせていただいております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 市長の見解がわかりました。

今、市長も申しましたが、ルートは未確定となっております。でも、検討報告書を見れば、誰が見ても、杷木地域に導水管を通すだろうということは、明らかだと思っております。

御存じのように、杷木地域は地質が真砂土でございます。24年の北部九州豪雨災害においても、多大な被害を被っております。水源地が近くにあります。杷木地域はほとんど水道に頼っております。松末のほうは水道もございません。ですから、農村振興補助事業による沢の水での水道施設をつくっております。

導水管が通れば必ず影響があります。その点において杷木地域の不安というものは払拭

できないものがたくさんございます。じゃあ、杷木がだめなら朝倉か、朝倉の方も恐らく反対なさるでしょう。木和田までのトンネル工事においても、地下水にやっぱり変化とか、地下水の枯渇などが心配されると思います。

先ほど、大庭議員の意見で、龍泉池の湧水が出たといいますが、やはり、これもひょっとしたら、熊本地震が影響かもしれないし、小石原川ダムをほじくっているのが原因かもしれないし、また、木和田から江川まで今導水管を通そうとしていますが、それによってもまたいろんな弊害が出てくるかもしれません。

先ほど、水道事業のところで言いますように、朝倉市の水事情は決して悪くないと思います。小石原川ダムができれば5,600トンももらえるようになっております。ですから、朝倉地区にとっては、この事業というものは、百害あって一利なしと、私は思います。朝倉市として、このダム群連携事業は必要ではないと思っておりますが、市長はどうお考えでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 市長。

○市長（森田俊介君） 先ほど、申し上げましたような、私として趣旨のスタンスであります。ですから、百害あって一利なしかどうか私わかりませんが、必ずしもそうなのかと。

ただ、少なくとも、この事業については、朝倉市に何らかの利点といいますか、メリットがない限りは、私どもも賛成するつもりはございませんし、先ほど杷木からで間違いなまいだろうと言われますけれども、それはその可能性は高いと思いますけれども、今の時点でそうですということは言えません。

調査はいろんなところでしてます。例えば、夜明から上げるという一つの案もあるわけです。そんないろんな調査の中で、どこを国交省が決めるかということだろうと思います。

ですから、それは具体的に、恐らく案が決まった時点で提示されるでしょうから、その時点できちっと判断した中で、物言うべきことはきちっと言わしていただくということのことです。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 少し話は戻りますが、5月20日の公聴会で、高木コミュニティ会長の弁によりますと、高木地区に対策委員会をつくとありますが、できたのでしょうか。それから杷木地域の話し合いの中でも、継続の判断が下されたら、対策委員会も必要だと言われましたが、どのように立ち上げていったらいいのでしょうか、お伺いします。

○議長（浅尾静二君） 都市建設部長。

○都市建設部長（武内伸一君） 地元による対策委員会というのは、行政のほうが指導するわけじゃございませんので、地元が立ち上げてくるものということで、私たちは受けとめております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 窓口になるのは、住民じゃありませんよね。市ですよね。そういったいろんな不満とか不安とか、そういったことを直接市の職員とか、そういった対策委員会がどこに、わかりませんが、そこに申すところはつくっていただけるんでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 都市建設部長。

○都市建設部長（武内伸一君） その窓口につきましては、都市建設部内の水資源政策課になります。ここの所管課が直接事業者側と対峙してというような業務の進め方ということになるかと思えます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 先ほど、スケジュールについてはお知らせ願えませんでした、恐らく3年間を通じて、国交省のほうもどんどん進めていくことだろうと思います。そのときにおいて、地元はやはりそのはけ口といいますか、怒りをぶつけるのに、窓口がわかりましたので、そこに向かっていきたいと思いますが、これは市民全員がかかわっていかなければならない問題だろうと思っております。

朝倉市を取り巻くほかの自治体ですか、県南の、は、ほとんどがこの事業の早期実現を望んでおります。その中の市長の置かれている立場というものは、大変なものであろうと推測いたしますけど、この自然豊かな水と緑のあふれた朝倉市を未来に残すためには、市民が一丸となって、この問題に取り組んでいかなければならないと思っておりますので、執行部並びに議員の皆様の協力、市民の皆さんの協力をぜひともお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員の質問はおわりました。10分間休憩いたします。

午後3時9分休憩